

議案第30号 交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会条例の制定について

1. 条例制定の目的

交野市上下水道施設包括的管理業務委託に係る事業者を選定するにあたり、事業者の選定に係る審査基準及び提案内容等について調査及び審議を行う場として、交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するため、条例を制定する。

2. 条例の主な内容

主な内容	
第3条 (所掌事務)	<p>委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者の選定に係る審査基準に関すること。 (2) 事業者の選定に係る提案内容等の評価に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し、委員会が必要と認めること。
第4条 (組織)	<p>委員会は、委員6人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 市民の代表者 (3) 本市職員 (4) その他市長が必要と認める者

3. 施行期日 公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年6月定例会

	<p>議案の 件名</p>	<p>議案第30号 交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会条例の制定について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>					
<p>地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するもの。</p>		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>					
<p>交野市上下水道施設包括的管理業務委託に係る事業者を選定するにあたり、事業者の選定に係る審査基準及び提案内容等について調査及び審議を行う場として委員会を設置するため、新たに条例を制定する。</p>		<p>10年の長期契約により、職員の負担及び経費の削減を図る。</p>					
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>					
<p>下水道施設の改築に係る交付金について、令和9年度より活用を予定しているが、同年度からウォーターPPPの導入が交付要件となっているため、令和8年度中に事業者の選定に係る審査基準や提案内容等を委員会で審議する。</p>		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	2 1 上水道・下水道			
		施策	施 策	安全で安定した下水道事業の推進			
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>					
		計画名称					
		策定年度					
<p>有 ・ 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		計画期間					
<p> </p>		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>公布の日</p>			
		担当部局	担当課	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>			
		上下水道部	下水道課	<p>有 ・ 無（参考資料）</p>			